

【当社の比較説明・推奨販売ルール】

1 比較説明を行う場合

弊社は、比較説明を行う場合、比較する商品についてその全体像や特性について正確にお客さまに示すなど、お客さまが保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を丁寧に説明します。

2 推奨販売を行う場合

弊社は、お客さまの意向に基づいて絞り込んだ商品の商品概要を提示し、さらに同一の引受条件のもと、補償内容が充実し、かつ保険料が低廉なバランスがとれた商品をおすすめします。

【 取扱保険会社 】

損害保険ジャパン・あいおいニッセイ同和損保・ニューインディア

弊社は、損害保険ジャパンの商品を推奨する。ただし損害保険ジャパンの商品では顧客ニーズに十分対応できない場合、もしくは顧客が損害保険ジャパン以外の商品を希望する場合は損害保険ジャパン以外の商品を推奨する。

なお、お客さまの求めにより、他の取扱商品との比較説明や他の推奨基準・理由による販売を行う場合は、法令等に則り、適切に説明・販売します。

3 商品知識の向上

弊社は、取扱商品の知識向上の為、勉強会を実施し、商品知識を深め、会社全体で知識を共有し、向上に努めます。